

# 総務委員会会議録

平成24年2月6日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 11:12

案 件

1. コミュニティバスの運用について

## 【 報告事項 】

1. 平成24年4月1日から条例制定を必要とする事務及び権限委譲される事務について (総合政策課)
2. 飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて (中心市街地活性化推進課)
3. 緊急速報メール「災害・避難情報」の配信サービス利用開始について (総務課)
4. 政治倫理条例第7条の規定に基づく、政治倫理審査会委員の委嘱について (人事課)
5. 平成24年度飯塚市公共工事入札制度一部改正について (契約課)
6. 片島民有地の時効取得による所有権確認請求事件の判決について (管財課)

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「コミュニティバスの運用について」を議題といたします。「平成24年度飯塚市コミュニティバスの運行について」執行部の説明を求めます。

総合政策課長

コミュニティバスの運用についてご報告いたします。平成24年度のコミュニティバスの運行計画につきましては、昨年6月以降、飯塚市地域公共交通協議会におきまして、予約乗合タクシーとコミュニティバスの併用方式の検討を行ってまいりましたが、昨年12月27日に当地域公共交通協議会を開催いたしまして、平成24年度のコミュニティバスの運行計画がまとまりましたので、そのご報告をいたします。

お手元に配付しております「平成24年度飯塚市コミュニティバスの運行について」と表題を記載しております資料をご参照願います。まず、【2】の「予約乗合タクシーの運行」につきましては、設定した地区内における運行を行うもので、東京大学開発の予約管理システムを使用して、事前予約等に応じた乗合運行を実施いたします。(3)の運賃につきましては、一律300円とし、小学生以下は無料としております。また、1枚100円の回数券を13枚綴りで1,000円で販売することとしております。(4)の運行日につきましては、現在と同様に平日のみといたしてしております。(5)の運行区域につきましては、3ページの区域設定におきまして、飯塚地区・立岩地区・菰田地区、この3地区を除きました8地区において運行をするようにしております。この運行では4ページに記載しておりますが、乗車定員が10人以下のワゴンタイプの車両を11台使用する予定で、その内訳等をそこに記載をしております。(7)の乗降場所につきましては、自宅や施設付近の安全な車両運行や乗降ができる場所というふうにしてしております。(8)の予約受付につきましては、予約受付期間は利用予定日の1週間前から利用当日の1時間前までとしております。受付時間につきましては、7時30分から16時30分としますが、8時から9時までの利用につきましては、利用希望日の前日の受付終了時間までとしております。この利用予約につきましては、4件までできるものというふうにしてしております。(9)の予約受付業務につきましては、外部委託としますが、オペレーター

数は、午前4名、午後3名を基本ということにしております。この予約乗合タクシーの運行につきましては、5ページ、6ページに記載しておりますが、一応の目安のダイヤを策定しております。これは運輸局の運行許可の関係、また利用者の予約のしやすさ、乗合人数の確保を考慮いたしまして策定しているものでございます。しかし、このダイヤ以外でも運行時間内、かつ運行地区内であれば予約の受付をいたします。

次に、【3】のコミュニティバスの運行につきましては、現行同様の定時定路線型の運行をいたしますが、運賃につきましては200円としております。(4)の運行路線につきましては、3ページに記載の3路線で運行することとし、車両は現行の25人乗り程度を予定しております。(6)の運行ダイヤにつきましては、7ページに記載しておりますが、現在精査を行っているところでございます。なお、この運行ダイヤ編成につきましては、庄内・飯塚線の運行計画に穂波庁舎での停車を追加しております。現在、各種業務委託の手続き等を進めているところでございますが、今後は市民の皆さまへの説明等を行ってまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

明石委員

まず予約センターはどこに置かれるわけですかね、これ。

総合政策課長

予約の受付につきましては、委託先の事務所に置くということで考えております。

明石委員

そうすると何社か、これなるわけですよね、委託する会社は。

総合政策課長

委託先は1社を予定しております。

委員長

予約センターとタクシーの委託先がごっちゃになっていると思うので、それぞれ何社ずつになるか教えてください。

総合政策課長

予約の受付につきましては、1カ所を予定しております。そして予約乗合タクシーの運行の委託先につきましては、一応8地区ございますので8地区に分けて委託を予定しております。

明石委員

差し支えなければ、会社名とかいうものが分れば、後から教えていただければと思います。それから先ほど説明会を行いますということですから、いつ頃からどのような形式で行われるのか、もう計画がたっていますか。

総合政策課長

具体的な日程につきましては、まだ決定しておりませんが、地区公民館単位の説明会をいま予定しております。それと一番やはり知っていただきたいと言いますか、運行の方法が変わりますことをご迷惑、あるいは周知を図らなければならないのは、現在の利用者であるというふうに考えておりますので、現在のコミュニティバスの中におきましてチラシの配布とか、あるいは必要に応じて職員を乗車させまして説明なりをさせていただきたいというふうに思っております。

委員長

委託先の選定の現況もよろしければ。

総合政策課長

いま地域公共交通協議会の中に業者選考委員会を設置いたしております。その中でいま検討なり入札方法等につきまして協議をしていただいております。

明石委員

もう1つ、いつ頃からという時期的なものは分りますか。

委員長

説明会ですね。

総合政策課長

地区公民館の分におきまして、既に1カ所終わっております、あとは随時、2月8日も一応予定はしておりますが、地区公民館のスケジュールに合わせた中で行っていききたいというふうに思っております。

明石委員

そういう細かいものが分れば、できれば事前に資料を渡していただければ、私たちも会ったときにですね、こうこうこういうふうになっていきますという説明ができると思うんですよ。ぜひそういうふうな形でお願いしたいと思っています。以上です。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

今の質問で8地区ですからと言われましたけれども、4ページの資料では大きくは、1、2、3、4、5、6地区に分かれておりますよね。いやだから、地区が8つだから8社だというふうに言われたと思ったんですが、このくくりでいくと、この幸袋地区、それと二瀬と鎮西はかぶった部分もありますので、ここで3台ということですが、この枠の中のくくりで委託先を考えられるのか。1台1台で考えられるのか、教えてください。

総合政策課長

いまの地区の分け方ということでございますけど、資料の4ページに二瀬地区、鎮西地区に3台というふうにしてありますが、ここにつきましては地区としては3つの地区というふうな分け方をしております。その他につきましては1つの地区ごとになっているということでございます。2番目の二瀬地区、鎮西地区につきましては二瀬と鎮西と八木山というふうに分けているところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

8地区というのは枠で言ったら6しかないし、地区で言ったら9ありますよ。鯉田と鯉田はいっしょにするということですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:10

再 開 10:11

委員会を再開いたします。

総合政策課長

申し分けございません。いま説明いたしました8地区につきまして、ちょっとご説明を申し上げます。8地区というのが、まず幸袋地区、そこで言います二瀬地区、鎮西地区、鯉田と鯉田を一地区にしてありますので鯉田・鯉田地区、それと飯塚東地区、庄内地区、穂波地区、筑穂地区、それで8地区ということでございます。その中で運行のエリアと言いますか、どういうふうにやっていただくかということが、幸袋地区につきましては1台の予約乗合タクシーで運行していただくと。それで二瀬地区と鎮西地区につきましては、3台を使用するというふう

にしております。と言いますのが、二瀬地区に1台と、それとそこに掲載しておりますが八木山地区を除きます鎮西地区で1台。それと八木山地区及び二瀬、鎮西地区、どこでも行けるような形にしていますのが1台と。後は鯉田・穎田地区につきましては1台、飯塚東地区と庄内地区は一地区というふうにしておりまして、この中は1台の予約乗合タクシーで運行すると。で穂波地区は2台、筑穂地区につきましては3台というふうに分けております。

宮嶋委員

やっとわかりました。幸袋が1台、二瀬、鎮西で3台。もう結局、台数はばらばらにするんですね、これはね。そして、鯉田・穎田は一緒ですし、飯塚東と庄内も1台ですから一緒と。それで穂波の2台と筑穂の3台は、これは一括でやると。こういうことですね。それで8つになるという計算になりますかね、何かちょっと、もう少し分りやすく説明していただきたいなと思います。

3コースということでコースが出ておりますが、このことでいま現在走っているコミュニティバスでの、いわゆる乗車停留所というか、そこでなくなってくる枝葉のところがいぶん出てくると思うんですが、そこからいま現在利用されている方の人数とか把握されていると思うんですが、そういう方の意見というのは、まだ聞かれてない、今から公民館の説明会の中でそういう方の意見は聞かれていくんですか。確かに乗合タクシーができるからそれに乗れば便利がよくなりますけど、料金が下手したら10倍ぐらい、10倍にはならないのかな、8倍ぐらいにはなるでしょ。今の100円からしたらですね。300円と200円で500円だから5倍ですかね。そこら辺でやっぱりちょこちょこ利用される方にとっては負担増になると思うんですが、そういう方の意見をしっかり聞いていただきたいんですよ。特に公民館単位で説明会をして、その方たちが一番困るんだから出てくればいいんでしょうけど、出て来れない方たち、交通弱者と言われる方たちが多いわけですから、何かそういう方たちの意見を聞く、一括でここに集まってくださいじゃなくって、そういう方たちの意見を聞く場所というか、そういう考えはありますか。

総合政策課長

今の住民説明会につきましては、地区公民館単位ということの基本といたしておりますが、主な利用者が高齢者の方が多いということでございます。そして、そういう高齢者の方が集まれるような催し物などにつきましては、関係課と調整をいたしまして、その場に出向いての説明なども行っていきたいというふうには考えております。

宮嶋委員

行きたいということですが、要望がないと行かないというふうにはならないですかね。きちっとそういう方の声を反映させるために積極的にそういう機会を作っていただけませんか。

総合政策課長

その件につきまして先ほど申しました関係課といま調整を図っております、実施をしていきたいというふうには思っております。

明石委員

もう1つ、運行日の件ですけど、土日、祭日は行かないということですけど、これは特例というのはないんですか。例えば催し物があるとか、そういうときには利用できるとかいう形にはならないんですか。それからもう1つ、選挙があるときに、平日ですけど投票に行くのにやっぱり300円いるのかどうか。こういうところもちょっと検討してもらわなければ、高齢者の方が選挙に行き投票率を上げる上げると国が言っていますけど、実は実情としては車がないから投票場に行けないということが非常に多いわけですね。こういうときにこういうものを利用するんだけど、やはり300円いるのかと。これは、俺の用じゃないんじゃないかということにならせんやらかと思うんですけど、これは私の考えですからあれですけど、ここんとこの配慮があるのかなあと思っていますけど、いかがなものでしょうか。

総合政策課長

選挙等と言いますか、特別な日での運行ということにつきましては、現在のところは考えておりませんが、これからまた運行する中での検討課題事項かなというふうには捉えております。

宮嶋委員

7ページの時刻表ですけど、この黒塗りしてある矢印が付いているこの部分は、どういう意味なのか教えてください。飛ばすんですかね。

総合政策課長

黒塗りの矢印部分については停車をしないということでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

今の宮嶋議員の質問に関連なんですけど、いま飛ばされるというふうにおっしゃいましたけど、その理由か何かありますでしょうか。

総合政策課長

いまの飛ばす部分につきましては、利用が少ないということもございまして、運行時間の関係もございまして、例えば頼田・飯塚線で5便の鎮西公民館からコスモスコモン前まで行くようにしていますが、この市立病院、穂波福祉総合センター、ここの部分の前は通らないでルートを変更して最短距離で鎮西公民館からコスモスコモンの前まで行くというふうにしております。その理由といたしましては、いま申しましたように利用者が少ないということでございます。

永末委員

その利用者が少ないというのは、データか何かで裏づけがございましてでしょうか。

総合政策課長

これまで3年間実証運行を行ってまいりました中でのデータに基づいた数値でございます。

永末委員

分かりました。4ページの別紙のほうになりますけども、先ほど地区の話が出ましたが、地区が元々8地区割り振られています。それで私、今日まで勘違いしていたんですけど、8地区について、その1地区について1台ぐらいつ割り振りがあるのかなと思っていたんですけど、見ましたところ、例えば筑穂地区でありますと3台配置していたり、庄内地区でありますと、庄内・飯塚東で1台というような形になっていきますけども、これは何か、こういった基準でこういったふうになっているのでしょうか。

総合政策課長

これにつきましても3年間のデータによりまして利用者数、それと面積の関係でこういうふうな振り分けをしております。

永末委員

例えば、筑穂地区について面積が広いということで3台というのは分るんですが、庄内地区、飯塚東地区、飯塚東となりますと結構住まれている方は多いと思うんですね。その飯塚東地区、庄内地区を含めて1台となると予約を受け付ける際に、やはりバッキングする率とかがふえてくると思うんですけど、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

総合政策課長

この台数の振り分けにつきましては、先ほども申し上げましたように、これまでの実績に基づいた中で計画を立てておるところでございます。実際に運行を始めまして非常に利用者がふえるというようなことになれば、何らかの措置はとる必要があるのかなというふうには思っております。

永末委員

実績と申されましたけど、予約乗合タクシーというのは今回初めて運行されるんじゃないですかね。その前の実績というのはどういった実績になるのでしょうか。

総合政策課長

今の実績と申しますのは、3年間、いま普通の定時定路線型のコミュニティバスを運行しておりますが、それに基づく利用者数を基にしたということでございます。

永末委員

それは予約乗合タクシーを利用する方の実績ではないですよ。実際、路線バスでそういった利用者がそのくらいだったというのはあるのかもしれませんが、予約乗合タクシーとなりますと好きなところから乗って、好きなところで降りれるというのが基本だと思いますんで、元々のデータというのを路線バスから取っているっていうのは、ちょっと違うんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

総合政策課長

現在、3年間の実証運行を行っておりますコミュニティバスの利用者数、基にするのが今のところはそれぐらい、それと利用者アンケート等を基にということで、このような地区分けにしているところでございます。

永末委員

実際、運行してみないと分からないという部分が大きいと思うんですが、例えば1年間運行して実際にこの配置台数で上手くいかないようなことがあった場合、それは変更の可能性があるということでもよろしいのでしょうか。

総合政策課長

実証運行が終わりまして本格運行になります。予約乗合タクシーの良いところと言いますのが、実際に動いた利用者の数とかははっきり明確に、どこからどこまで乗られたというデータが蓄積されるようになっておりますので、それに基づきまして毎年度修正といいますか、変更は行っていきたいというふうに考えております。

永末委員

もう1点なんですが、1ページの括弧8、予約受け付けについてなんですが、これは予約の際は片道での予約ということでもよろしいのでしょうか。

総合政策課長

予約につきましては、括弧8の予約受け付けの中で書いておりますが、に4件までできるというふうにしておりますので、例えば朝9時に迎えに来て、帰りは14時に目的地の公民館に迎えに来てくれというような予約は可能というふうにしております。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をすることで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「平成24年4月1日から条例制定を必要とする事務及び権限委譲される事務について」、報告を求めます。

総合政策課長

「平成24年4月1日から条例制定を必要とする事務及び権限委譲される事務について」、

ご報告いたします。昨年4月と8月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる、第1次及び第2次一括法が成立したところでございますが、この法律の目的は、国が地方に優越するという上下の関係から対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと転換し、国民が地域の住民として自らの暮らす地域の在り方について、自ら考え主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うというものでございます。お配りしております資料の1枚目をお願いいたします。こちらはいわゆる「義務付け・枠付けの見直し」に伴い、条例制定が必要な事務の一覧でございます。表の上段に法律名、一括法の区分、概要、政省令の公布状況、国の基準、本市の担当課、施行日、市議会への上程時期を掲げております。

本市における条例制定が必要とされる事務は15本の法律のうち、現時点では3番の「博物館法」と、13番の「駐車場法」、14番の「密集市街地における防災街区の整備に関する法律」及び15番の「マンションの建替えの円滑化に関する法律」を除く、11本が必要であると考えております。施行日につきましては、平成24年4月1日のみの記載と、その下段に印5の記載があるものとの2種類に分かれております。印5は1年を超えない範囲で、条例を定める猶予期間のあるものでございます。また、市議会への上程時期につきましては、平成24年3月議会上程を予定しているものが、2本ございます。内訳としましては、1番の「社会教育法」、2番の「図書館法」でございます。

2枚目をお願いいたします。こちらは、現在は県が所管している事務で本年4月以降に本市に移譲される事務の一覧表でございます。表の上段に法律名、事務の概要、施行日、区分、本市の担当課を掲げております。まず、平成24年4月1日に権限が移譲されます事務は、本市においては36本が対象とされておりますが、既に公布日に移譲済みの事務が2本、特例条例で移譲済みの事務が4本あるため、今回は新たに30本が移譲されることとなります。現時点では実質事務が伴わないものとしましては、36番の「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」の事務がございまして、表の下段のほうには平成25年4月1日から移譲される事務を掲げております。こちらは、5本が予定されております。なお、今後の市民の方への周知方法につきましては、市報3月号及び市のホームページにおいて、申請窓口が変更になった旨の掲載を予定しております。また、福岡県では福岡県日より3月号に事務の窓口変更を掲載予定との情報を得ております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

田中博文委員

この2枚目のところで権限移譲に関する事務、中には立入検査だとかいろんな形で業務的なことをされるようになっていきますけれども、今の市の人員体制でこういう事務がこなされるんですかね。平成25年度からいろんな形で水道的なものとかふえてきますけれども、今の人員体制でそれが対応できるのか。そのところはどうでしょう。

行財政改革推進室主幹

人員体制、組織等についてのお尋ねでございますので行財政改革推進室のほうから答えさせていただきます。権限移譲の事務を担当いたします本市の関係各課におきましては、移譲事務決定後、これまで県の担当部署と十分に協議をしてきたところでございます。人的な体制についてでございますが、現状の組織体制で対応が可能であるとの判断を現状のところしていただいております。なお、権限移譲に際しまして県からの引継ぎを十分に行いまして、マニュアル等を作成するなど、スムーズな事務委譲を行っていきたいと考えております。

田中博文委員

人員は今の人員で足りると。県からのそういった情報等をとってスムーズに移行できるよう

にということをおっしゃいましたが、既に4月1日からこれを始めるに当たってこれだけの事務移譲で、まずは総合政策が窓口になって、今は行革担当が人員体制のことをおっしゃいましたが、それぞれの辺までこれは進んでいるんですかね。これは総合政策の方が皆さん、全部打ち合わせ等に行っているんですか。お尋ねいたします。

総合政策課長

具体的には県の事務が市のほうに移譲されるということでございますので、総括的な窓口は総合政策課並びに行革のほうでやっておりますが、個別につきましては県の直接の担当課とうちの所管課のほうで打ち合わせなり、あるいは説明会なりが行われていくという状況でございます。

田中博文委員

担当部署でそれぞれ県と打ち合わせをされていると。その報告等はそれぞれ担当部署から総合政策並びに行革あたりに報告があって、両課がいま進み具合を把握してあるんでしょうか。

総合政策課長

総合政策課のほうに報告なりをいただきまして、うちのほうで一括してどれくらい進んでいるかということにつきまして、把握をしている状況でございます。

田中博文委員

この事務移譲を行った場合に、新たに資格なり、免許なり、そういったものの要るものがあるんでしょうか。

総合政策課長

いま質問者おっしゃいましたような資格につきましては、うちのほうで全体的な把握はしておりませんが、各所管課のほうでは把握と言いますか、しているかというふうに思っております。

田中博文委員

各所管とそこのところが連携が取れてあるのであれば、そういった問題も総合政策課のほうで把握しておかなければいけないんじゃないかと私は思っているんですが、まずは4月1日からですから、今からだれか免許がいるとか、資格がいるとか何かなったときにできませんとは飯塚市のほうでは言えないでしょ。受けませんとは言われんとでしょ。なおさらそこのところは迷惑がかからないような形で十分に、今までもやったことのない事務ですので、何がどうなのかってのはよく県と打ち合わせをされて、迷惑のかからないような体制で4月1日から臨んでください。終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」、報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

資料を提出しておりますので、資料1をお願いしたいと思います。12月15日に開かれた総務委員会以降の主な経過でございます。12月19日に中心市街地活性化協議会第2回会議が開催され、基本計画案は概ね妥当であるという意見書が決定されました。この意見書は12月26日に市長あて提出されておまして、その内容は基本計画書の148ページに記載しておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。次に、認定に係るスケジュールではありますが、内閣府のスケジュール変更に伴い、基本計画の総理大臣認定申請時期が遅れております。しかし、先週末に内閣府と協議し今月2月16日に提出する予定となっております。

次に、中心市街地活性化基本計画についてでございます。資料2の基本計画書をご覧いただきたいと思っております。前回の委員会以降、内閣府との協議で若干の修正を行っております。この

表紙に記載しておりますように、80ページから85ページの基本方針、並びに98ページから120ページまでの活性化の目標などが修正箇所でございます。基本方針のところでは、中心市街地の衰退の原因、課題を整理し基本方針の考え方を記載しておりますし、目標のところでは、図や表を挿入しできるだけ分かりやすくするとともに、数値目標の設定の根拠を見直し、目標値を修正しております。なお、活性化事業については変更ございません。

100ページをお願いいたします。具体的な数値目標のところでございますが、基本方針1の「人が集い、交流する賑わいと憩いの場づくり」による目標を「魅力ある商業環境が支える賑わいと憩いのあるまちの創出」とし、目標の指標は中心市街地内の歩行者通行量、平成29年3月の数値目標を2万6800人と設定しております。これは、過去の歩行者通行量調査に基づき平成29年3月の通行量を推計すると2万364人となりますので、平成23年3月の通行量までは回復させたいということで設定しております。活性化事業による歩行者の増加分6,436人でもちまして、目標をクリアする計画としております。また、基本方針2の「地域コミュニティを育み、誰もが住みやすい中心拠点づくり」による目標を「人と人との繋がりによる笑顔で暮らせるまちの創出」とし、目標の指標は「中心市街地内の居住人口」、平成29年3月の数値目標を3,820人としております。これは、今後の人口減少社会を踏まえた中で近年で最も居住人口が多かった平成20年の数値、3,821人でございますけれども、そこまで回復することを目指すということで設定しております。過去の人口推移に基づく平成29年1月の居住人口推計が3,570人となりますので、活性化事業による居住人口の増加分250人を加算しまして、目標をクリアする計画としております。これらの数値目標の根拠は102ページ以降に記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、基本計画につきましては、国への申請後、正式協議を行うことになっておりますので、若干の修正が出る場合があることをご理解いただきますようお願いいたします。簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

永末委員

この基本計画のほう、私も何度も見ておるんですけども、実際、国のほうと協議をされながら修正を加えられているような形だと思うんですが、今回前面のほうに載っていますけど、80ページから85ページあたりとか、98ページから120ページに修正について掲げておりますという説明でしたけども、どこがどういうふうに修正されたというのは、こちらのほうで読んでおくような形になるんですか。ご説明いただけないんでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

基本的には課題とか現状を整理したということでございまして、内容を少し説明させていただいてよろしいでしょうか。80ページをお願いしたいと思います。まず、ここに中心市街地の衰退の原因として下線を引いておりますように、のロードサイド型郊外店の相次ぐ出店による中心市街地の商業機能の低下から82ページの旧法中心市街地活性化基本計画の効果が限定的で活性化に至っていないという8項目までを整理して掲げております。また、このような状況が続けば、近い将来に負の連鎖の進行による地域コミュニティの崩壊、市民の利便性の低下と車がない人の自立的な暮らしの喪失などが危惧されるというふうにしております。

そこで中心市街地の活性化に当たっては特色である医療機関の集積や、住民ニーズを踏まえ商業機能の核である中心商店街の活性化を図ることや、大規模低未利用地等を居住環境の整備に活用いたしまして、商業機能と居住機能の一体的な促進による地域コミュニティの形成を図るということが必要であるといまして、住民ニーズに対応した魅力ある中心商店街作りと、誰もが住みやすい中心市街地作りを基本方針の考え方の柱にしたということでございまして、それぞれの考え方に基づく基本方針を設定して、先ほど説明したような内容にしていって

うことでございます。

永末委員

例えば国のほうから、市のほうが作成した基本計画についてここが、こうこうこういうところをこういうふうに修正してくれというふうに修正をされているような感じなんですかね。

中心市街地活性化推進課長

ただいま説明しましたように、現状あたり、中心市街地活性化の意義のところになりますけれども、やはり特徴を持たせるためにどういうふうな計画作りをしていくかということを確認にしたいというのが国の考え方でございます。そのときに市のほうとしましては、やはり中心市街地にたくさんの方に住んでいただこうと。その方々と事業者の方々が連携して地域コミュニティを形成しまして商業の活性化につなげていく。そういったふうなシナリオを書くというような形で変更していったと、お互い協議の中で。そういった形でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

田中博文委員

これは新しくいま変わられて、基本的に言えば最初は菰田地区が入っていたのが外れています。外れるたびにこういった形にやり変えたんですか、簡単に言えば。

中心市街地活性化推進課長

外れたために変更ということではございません。再度、現状等とか課題を整理した中で、いま言いましたような飯塚市らしい計画にするために、どういうふうな形をとっていくべきかという協議の中でこのようになったということでございます。

田中博文委員

それを考えて新飯塚中心商店街と菰田を入れて計画を最初出されたんでしょう。打ち合わせの中でどうも菰田はちょっと厳しいですよという何かあって、そういうふうに変えられたんでしょう。違うんですかね。なおかつ1月までの申請がもう既に1カ月は延びていると。結局、相手方に合わせて合わせて対応してやるということでしょう。簡単に言えば。どうなんでしょう。

中心市街地活性化推進課長

今回の基本計画につきましては、国と事前協議をしながら進めていくという形になっております。これはうちだけではなくて、全国的にそういうような形になっております。今まで菰田地区も入れた中でいろいろ協議もしてまいりました。この中で中心市街地としての位置づけということで、ある程度の商業機能が集積しているだとか、それに見合う課題とか整理された中で、活性化事業がそれなりに整理されているというような条件が必要だというようなお話の中で、もともとの素案と言いますか、協議案の中ではそういった部分が非常に厳しいというような形の中で指導等を受けながら策定をしていったと。その過程で菰田地区については外させていただいたという状況でございます。

田中博文委員

国との打ち合わせ、その他の進み具合で、前回と今回はこの辺が違った、もしくは今まで地元でも活性化研究会だとか、いろんなところの話し合いをしてありますけれども、この中でこういうことが出てこれについてはこういう対応をしてあるとか、そういったことが全然一切報告されませんが、この中でいろんな指摘なり、要望なり、新聞等で見れば結構ごたごたしながら概ね了解をいただいたというような新聞報道が載っていましたが、概ねというのはどういう理解の仕方でのこの会が進んでいったのか、全然僕らは分らないんですが、そのところの報告はやっぱりされないんですかね。前回、別の件でも一般質問で出ましたけど、バスセンター周辺の買収する地域もちょっと広げて、それも西鉄さんのほうにお願いしているという話をされていましたが、それのところも報告がございませんけども、そのところも含めて、どうなっているのか、教えられる範囲で教えてください。

中心市街地活性化推進課長

できるだけ状況について報告したいと思っておりますが、きょうのスケジュールの説明の中に記載しておりましたけれども、活性化計画につきましてはこういうふうに意見をいただいたというところで、それ以上の協議事項はあっておりませんのでそれに留めさせていただいております。また、バスセンターの関係につきましてもいろいろ前回の一般質問等でいただきました内容を踏まえまして、西鉄さんのほうに要望活動はいたしております。まだ、回答も返ってきておりませんし、途中経過でございますのできょうは控えておりましたが、最終的に回答がきたり、ある程度報告できる形になれば当然報告はしなければならないというふうに考えておりますので、そういうことをご了承いただきたいと思っております。

田中博文委員

申請を出して許可を得るためにいろいろ民間あたりを巻き込んで建てるんですから、西鉄の返事がないままで、この申請は受け付けられるもんなんですか。アバウトでこんだけのお金が申請して出てくるんですか。これがきちっと実を結ぶためには万全の体制でということが一番いいと思うんですけれども、それがどうも僕らには分らない。ここのところはアバウトでもいいんですよというふうな感じですので、何かはっきりしないところで市もこんだけお金を出して、県も出して国も出して民間も出してという、こんだけの巨額の金をそんな事前の協議あたりでいいのかなと心配をしているんですが、大丈夫ですか。

中心市街地活性化推進課長

それぞれの事業につきましては、関係者の方々と鋭意打ち合わせをさせていただきながら、確実にと言いますか、着実に進んでいるというふうに考えております。なかなかその途中経過を詳細に説明していないがために、今のようなご指摘もあるうかと思っております。できるだけ説明はやっていこうと思っておりますけれども、内閣府のほうとか国のほうですね、各補助をしていただける国土交通省だとか、経済産業省、そういったところにも事業の進捗状況は細かく打ち合わせも報告をさせていただきながら進めておりますし、今回の事前協議の中で内閣府のほうもそれぞれの省庁のほうに本当に飯塚市のほうと打ち合わせなんかしているのかどうかとかいうような確認をした中で16日の提出ということに至っております。なかなか見えにくいというのは当然あるうかと思っておりますけれども、バスセンターにしましても火災跡地の問題にしましても平成24年度には法手続にのっとった都市計画決定とか、そういうふうな段取りで進むようにいたしておりますし、関係者の方々にもそのような形で進めさせていただくということはお伝えいたしておりますので、進んでいくものというふうに私どもは考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、『緊急速報メール「災害・避難情報」の配信サービス利用開始について』、報告を求めます。

総務課長

『緊急速報メール「災害・避難情報」の配信サービスの利用開始について』ご報告させていただきます。資料につきましては、周知チラシを資料として提出させていただいております。このサービスは、昨年12月に利用開始いたしましたNTTドコモが実施しております緊急速報エリアメールサービス、この報告の折りにご質問がございましたけれども、当初他社、ソフトバンクについては2月、auについては春というようなご回答をさせていただいておりますけれども、1月にそれぞれサービスの開始をするというような情報を得まして、早速手続を行いまして、2月1日から利用を開始することといたしたものでございます。サービスの内容につきましては、ソフトバンク、au双方とも12月に開始しておりますNTTドコモのエリア

サービスと同様でございますが、国や地方公共団体が配信いたします災害、避難情報などを基地局を通じて特定のエリアへ一斉配信するサービスでございます。ソフトバンク及びauにつきましては、NTTドコモもしくりでございますけれども、すべての機種ではございませんで一部の機種に限定されますけれども、2月1日より情報のサービスを開始いたしております。市民への広報につきましては、お手元の資料について隣組等の回覧と合わせまして、ホームページ等で周知を図っております。また記載のとおり2月10日の午後5時にはテスト配信をする予定といたしております。

以上簡単でございますけれども、サービス開始についてのご報告でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「政治倫理条例第7条の規定に基づく、政治倫理審査会委員の委嘱について」、報告を求めます。

人事課長

それでは政治倫理条例第7条の規定に基づきます政治倫理審査会委員の委嘱につきまして、ご報告いたします。資産報告書の審査等を行います政治倫理審査会の委員の任期が、本年1月31日をもちまして満了となりましたので、9名の方々に平成24年2月1日付をもちまして委嘱をいたしておるところでございます。資料として配付させていただいておりますA4の名簿のほうをよろしく願います。条例の規定によりまして任期は2年でございますが、9名の内訳といたしましては弁護士、司法書士、税理士であります有識者員3名、議会推薦委員3名、また応募いただきました市民7名の中から公開によりまして抽選によりまして選出されました公募委員3名となっております。公募委員につきましては、男女共同参画の視点より、公募の段階から女性枠を設定いたしまして公開抽選を行い委嘱をいたしたところでございます。委員の氏名等につきましては資料に記載のとおりでございます。

以上簡単でございますが、報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成24年度飯塚市公共工事入札制度一部改正について」、報告を求めます。

契約課長

飯塚市公共工事入札制度の一部改正について報告いたします。お手元に配布しております資料によりご説明いたします。1ページをお願いいたします。平成18年3月の合併以降、本市の入札制度につきましては、競争性・透明性の高い公正な入札、契約制度をめざしまして、平成20年7月に条件付き一般競争入札の試行導入を行い、平成21年4月から本格導入をいたしております。また、平成23年度から条件付き一般競争入札の対象の拡大、変動型最低制限価格方式の試行導入などを行ってきたところであります。今回の改正概要といたしましては、土木一式、建築一式工事 等級におけるS 等級の創設、専門工事における1000万円未満130万円以上の工事の最低制限価格の設定、設計金額が50万円以上の競争入札にかかるコンサルタント業務の最低制限価格の設定、土木一式工事 等級への発注方法などについて、制度を一部改正するものでございます。

まず、一項目目の「土木一式、建築一式工事 等級におけるS 等級の創設」についてでございますが、資料の3ページをお願いいたします。土木一式工事及び建築一式工事の業者格付けは、業者数及び総合点数を参考にランク毎に概ねの業者数を確保する相対的な格付けを行っ

ております。今回のS 等級の創設につきましては、より大きな施工能力を要する大規模な工事において、更なる品質を確保するため試行導入するものであります。S 等級の位置付けにつきましては、土木一式工事及び建築一式工事の 等級に該当する業者で、格付け基準点数を100点以上超える業者であって、 等級の上位から2分の1以内の業者数を位置付けるものでございます。資料5ページをお願いします。この格付例は、現在の業者にあてはめた場合の例ですが、左の欄の土木一式工事 等級につきましては、この条件に当てはまる業者は10者、右の欄の建築一式工事 等級につきましては、10者となっております。あくまでもこの資料は現在のものでございますので、来年度以降につきましては、指名願を受け付けまして格付後に位置付けすることになります。

資料3ページに戻っていただきまして、S 等級は通常の 等級の発注金額の参加のほか、S 等級のみが参加できる発注金額を予定価格が1億5千万円以上の工事といたしております。なお、参加できるS 等級が手持ち工事等で1者以下となった場合は、S 等級以外の 等級の業者が参加できることといたしております。また、市内業者同士のJVでS 等級が構成員となる場合は、代表者はS 等級とすることといたしております。このS 等級の導入は、平成24年度は試行といたしまして、本格導入につきましては、落札率・工事成績等の状況を比較検討して決定することといたしております。資料4ページをお願いします。資料4ページは、改正後のS 等級と 等級の参加可能となる発注金額、及び平成22年度と平成23年度12月末現在の予定価格1億5千万円を区切りとした発注件数を参考資料として添付しております。

次に、資料6ページをお願いします。「専門工事にかかる最低制限価格の設定について」ご説明いたします。現在、専門工事の最低制限価格につきましては、設計金額1000万円以上の工事に設定しておりますが、ダンピング防止、適正な施工体制及び品質の確保を図る目的で1000万円未満130万円以上の工事についても最低制限価格を設定するものであります。また、平成24年度の入札案件において、年間発注件数が5件を超え、このうち2分の1以上の案件において落札率が95%を超える工種については、競争性・公正性の確保等の観点から適切な応札がなされているか検討するため、変動型最低制限価格方式を試行導入することといたしております。下段に参考資料として、工種、平成23年度登録業者数、平成22年度及び平成23年度12月末現在の1000万円未満、1000万円以上の件数、平均落札率を記載しております。現在の状況では、入札件数が5件を超える中で電気工事の平均落札率が95%を超えております。

次に、資料7ページをお願いします。「コンサルタント業務にかかる最低制限価格の設定について」ご説明いたします。現在、設計金額が50万円以上のコンサルタント業務の競争入札の発注につきましては、予定価格の事前公表を行い実施しておりますが、ダンピング防止及び適正な履行を確保することを目的といたしまして、先進地の取り組み状況を参考とし、平成24年度から最低制限価格を設定し、競争入札を実施するものであります。最低制限価格の設定につきましては、予定価格の60%といたしまして、予定価格と同様に事前公表いたします。下段に参考資料といたしまして、コンサルタント種別、平成23年度登録業者数、平成22年度及び平成23年度12月末現在の入札件数、平均落札率、最も低かった落札率を記載しております。資料8ページをお願いします。この資料は、先進地のコンサルタント業務に関する最低制限価格の状況です。参考として添付しております。

資料9ページをお願いします。「土木一式 等級の発注方法について」ご説明いたします。土木 等級の入札執行につきましては、入札参加業者が約40者から50者となっており、1月末現在ですべて最低制限価格でのくじ引きによる落札決定となっております。1件あたりの入札時間は約40分程度要しており、土木 等級の入札案件が続いた場合に2時間を超えるなど参加業者の拘束時間が長時間となっていることから、入札参加手続き、入札手続きの効率

化を図るため、平成24年度の土木 等級の格付名簿の上位から番号を付け、奇数グループ、偶数グループの2つのグループに分けまして、発注に際しましては、どちらかの一方のグループが参加できるよう参加条件を設定するものであります。参考でございますが、平成23年度の土木 等級の格付業者数は64者でございますので、この制度の導入により入札参加可能業者数は約半分の30者強になります。下段に参考資料としまして、土木一式工事の発注状況を記載しております。以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

永末委員

1番の土木一式、建築一式工事 等級における特別等級の創設についての3ページのところなんですけど、導入時期として平成24年度は試行導入するというふうになっておりますが、これは具体的にどういった形になってくるんですか。

契約課長

試行導入ということでございますが、あくまでも導入根拠といたしまして、さらなる品質確保ということでございますので、工事成績、履行状況を十分確認した上で本格導入したいというふうに考えているところでございます。

委員長

他に質疑はありますか。

永末委員

4ページの改正後の分ですね、真ん中の表なんですけど、ちょっと勉強不足でこういった質問をするのもあれなのかもしれないんですけど、S 等級と 等級というのがあって発注金額が3億円未満6千万円以上ですかね、で1億5千万円未満6千万円以上でS 等級業者がどちらでも入れるんですね、これは結局、S という別の枠を設けるわけではないんですね。S 等級の業者さんは6千万円以上から上限は3億円まで入れて、 等級の業者さんというのは6千万円以上から1億5千万円までしか入れないということで、この6千万円から1億5千万円までのところというのは 等級もS 等級も混在するような感じですよ。これは別にするような感じではないですね、別個にするのではなくて、あえてそういうふうな形になっているわけですかね。

契約課長

ご質問者が言われますとおり、S 等級につきましては現在価格で1億5千万円を超える工事につきましては、S 等級に位置づけられる業者が1社未満になるまではS 等級への発注ということでございます。なお、従来から規定しています6千万円以上につきましては、通常どおりS 等級は参加できるということになっております。さらなる品質確保という形での導入ということで、試行導入ということにいたしております。なお、参考までに1番右の表に1億5千万円を超えます工事につきまして、発注件数を記載させていただいておりますので、現在のところそんなに多くはないということでございます。

委員長

他に質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「片島民有地の時効取得による所有権確認請求事件の判決について」、報告を求めます。

管財課長

片島民有地の時効取得による所有権確認請求事件の判決について、先の平成23年9月定例議会において議決をいただいております訴えの提起につきまして判決が出ましたのでご報告

いたします。これは飯塚市片島1丁目地内、市有地内に存在する個人名義墓地敷の時効取得による所有権確認を求めたものでございます。平成23年12月9日に第1回口頭弁論が行われるとともに、同日判決が言い渡され、同12月28日に判決が確定いたしました。判決内容は主文として原告が別紙物件目録記載の土地につき、所有権を有することを確認する。訴訟費用は被告の負担とするものであり、判決の理由として被告は公示送達による呼び出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。証拠によれば、請求原因事実はすべて認められるとの言い渡しがなされております。今後は、この判決に基づき本市への所有権保存登記の手続を行います。以上簡単でございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。